

道元禪師における懺悔と滅罪について

西澤まゆみ

一、はじめに

本論は、道元禪師における懺悔と滅罪について考察するものである。「懺悔滅罪」という語は筆者が探した範囲では道元禪師の著作中には見出せないが、この言葉を一般に広く知らしめたのは、『修証義』第二章の章題になっている、「懺悔滅罪」であろう。その内容は、六十巻本「三時業」巻に拠り、「懺悔をすれば既に作った業とその報いがなくなる」というものであり、多くの解説書や注釈書はそのように解釈している。

しかし、道元禪師の説示する懺悔・滅罪は、そのように解釈されるべきものではない。本論は、六十巻本「三時業」巻が十二巻本「三時業」巻に書き改められたという説に立ち、十二巻本「三時業」の説示に基づいて道元禪師における懺悔と滅罪を論ずるものである。

道元禪師はなぜ「三時業」巻を書き改めたのか、その語句が変わった部分の解釈を検討し、道元禪師が説く業の不亡と懺悔・滅罪との関係について、業の不亡に即した懺悔と滅罪の解釈を試みたい。

二、六十巻本「三時業」と十二巻本「三時業」

まず、(1)六十巻本「三時業」と、(2)十二巻本「三時業」の説示の違いを示そう。

(1)かの三時の悪業報、かならず感ずべしといへども、懺悔するがごときは、重を転じて軽受せしむ、また滅罪清浄ならしむるなり。善業また、随喜すればいよいよ増長するなり。これみな作業の黑白にまかせたり。

世尊言、仮令経百劫、所作業不亡、因縁会遇時、果報還自受。汝等当知、若純黒業、得純黒異熟、若純白業、得純白異熟。若黑白業、得雜異熟。是故応離純黒及黑白雜業、当勤修学純白之業。時諸大衆、聞仏説已、歡喜信受。(六十巻本「三時業」河村孝道校注『道元禪師全集』二巻、六二二頁。以下、『正法眼蔵』からの引用は、春秋社刊『道元禪師全集』第二巻により、頁数のみ記す。傍線、筆者)

(2)世尊のしめしますがごときは、善悪の業、つくりをはりぬれば、たとひ百千万劫をふといふとも、不亡なり。もし

因縁にあへば、かならず感得す。しかあれば、悪業は、懺悔すれば滅す、また転重軽受す、善業は、随喜すればいよいよ増長するなり、これを不亡といふなり、その報、なきにはあらず。（十二卷本「三時業」二卷、四一二頁）

(1)六十卷本「三時業」の傍線部分の主語は「悪業報」となっており、懺悔をすれば悪業の報いが重いものから軽いものとなり、あるいは滅してしまふ、という解釈となろう。しかし、(2)十二卷本「三時業」における説示の主語は「悪業報」から「悪業」と変えられており、悪業を懺悔すれば、悪業は滅し、あるいは重い悪業は軽い悪業へと軽減される、という解釈になる。

このように六十卷本「三時業」では「報いが軽くなる、ないし滅してしまふ」という解釈になり、十二卷本「三時業」では「悪業そのものが滅し、あるいは転重軽受する」という解釈になろう。つまり、両者では、何が滅するのか、その対象が異なっている。

ところで、道元禪師が因果歴然・深信因果の立場にあることは次の傍線部の説示により明らかである。（傍線、筆者）

(3)まづ因果を撥無し、仏法僧を毀謗し、三世および解脱を撥無する、ともにこれ邪見なり。まさにしるべし、今生のわがみ、ふたつなし、みつなし。いたづらに邪見におちて、むなしく悪業を感得せむ、をしからざらむや。悪をつくりながら悪に

あらずとおもひ、悪の報あるべからずと邪思惟するによりて、悪報の、感得せざるにはあらず。悪思惟によりては、きたるべき善根も、転じて悪報のきたることもあるなり。悪思惟は無間によれり。（十二卷本「三時業」第二卷、四〇八頁）

六十卷本「三時業」の「悪業報」を「悪業そのものが動かしがたい報い」「悪業が苦果として感受される」と捉えることが可能ならば、懺悔して滅するのは、仏法上の悪しき行為（業）であり、「報い」ではないことになり、十二卷本「三時業」の説示内容と同様になるだろう。しかし、悪業報の解釈を「報い」と理解されることを避けるためか、道元禪師は十二卷本「三時業」によって「悪業報」を「悪業」と改めている。

六十卷本「三時業」の引用箇所は、石川力山氏によれば、曇無讖訳の『大般泥洹経』巻第四「四依品」第九（『大正蔵』一二卷、八七七頁、下）である。また、「転重軽受」の理論を求めるならば、『大般涅槃経』巻第三「師子吼菩薩品」一一之五（『大正蔵』一一卷、五五三頁、中）である、と石井修道氏の研究成果がある。

道元禪師が『大般泥洹経』あるいは『大般涅槃経』を六十卷本「三時業」では忠実に引用しながらも、業の不亡という真意が歪曲して理解されることを避けるために、十二卷本「三時業」では「悪業」という語に書き改めたのではないだろうか。

ここでは六十巻本「三時業」が先に、そして十二巻本「三時業」が後に撰述されたことを前提に論を進めている。これは河村孝道氏の六十巻本「三時業」が草稿本であり、十二巻本「三時業」が後に書き改められたものであるとの次の見解に立ったものである。

『三時業』が二本存在することからは、永光寺本は禪師が宝治二年永平寺帰山以後、建長三年頃までに行われた修訂本とみられ、六十巻本では『三時業』は「第八」に列次されていることも関連して、別本『三時業』それ以前、即ち暫定的編集本の六十巻旧稿中のもと思われる。これは、暫定的編集六十巻本から七十五巻・十二巻本への修訂整理を見んとする立場に基づく処からの見解である。「第二章『正法眼蔵』親輯試論」(『正法眼蔵の成立史的研究』春秋社、一九八七年二月、五三五～五三六頁)

また、六十巻本から十二巻本への書き改めについては、「三時業」巻に触れてはおられないが、袴谷憲昭氏の次の考察にも注目したい。

六十巻本には「本覚思想」を擁護し「本覚思想批判」をできる限り押え、あわよくば削除しようとした編纂意図が明らかに見て取れると思うのであるが、(後略)(『第2部 一七十五巻本『正法眼蔵』編纂説再考』『道元と仏教 十二巻本『正法眼蔵』の道元』大蔵出版、一九九二年二月、一九五頁)

道元禪師における懺悔と滅罪について(西澤)

袴谷氏のように六十巻本が「本覚思想の擁護」であるならば、悪業の報が消えてしまうという六十巻本「三時業」の解釈が成り立ち、十二巻本「三時業」の「悪業」は、決して報いの消滅と解釈することは許されないことになる。

十二巻本が先で六十巻本が後に成立したと考察するのは伊藤秀憲氏であるが、「三時業」巻については、六十巻本「三時業」に加筆されたものが十二巻本「三時業」であろう、としている。六十巻本「三時業」が先に撰述されたとするならば「滅罪清浄」という言葉は、十二巻本「三時業」では削除されたことになり、十二巻本「三時業」が先に説示されたとするならば「滅罪清浄」という言葉が六十巻本「三時業」に付け加えられたことになる。

両者の関係は、『正法眼蔵』の成立史的問題のみならず、懺悔と滅罪の問題に関しても重要な考察事項であると言えよう。ここではどちらが草案本であるのか明確ではないと言わざるを得ないが、道元禪師は「報いが滅する」という立場ではないことの論証として次の『出家略作法』を示そう。(傍線、筆者)

(4) 欲求帰戒、先当懺悔罪根、方今至誠隨我懺悔。我昔所造諸悪業、皆由無始貪瞋癡、從身口意之所生、一切我今皆懺悔。既淨治身口意業、次応帰依佛法僧宝。(『出家略作法』第六巻、一九八頁)

(5) 欲求帰戒、先当懺悔罪根、懺悔雖有二儀阿懺、先仏有所成就懺悔文。罪障尽消滅、随我語可誦之。我昔所造諸惡業、皆由無始貪瞋癡、従身口意之所生、一切我今皆懺悔。既淨除身口意三業、得大清淨。次可奉帰依仏法僧三宝。（『出家授戒略作法』、大久保道舟編『道元禪師全集』下、二七三頁）

角田泰隆氏によれば、現在、曹洞宗において授戒の儀式に用いられている(5)「出家受戒略作法」には、「罪障尽く消滅す」という、道元禪師の書かれた(4)「出家略作法」にはない文言が見られる^{四)}。

大久保道舟氏は、道元禪師の原作に瑩山禪師が手を加えたものではないかと推測している^{五)}。これは道元禪師の懺悔と滅罪について考察する上で、注目すべき文献であると思われる。更に角田氏により、現在用いられている「出家受戒略作法」の懺悔文の部分を「懺悔」「滅罪」「清淨」という観点から比較した結果、『出家略作法』では罪根の「懺悔」のみが説かれて^{六)}いるのに対し、「出家受戒略作法」では「懺悔」に加えて、「滅罪」と「清淨」が付加されていることが確認出来る。

このことより、六十巻本「三時業」は引用經典に則った形ではあるが、『出家略作法』は十二巻本「三時業」の説示内容に一致していることから、道元禪師は經典を引用しながらも、業報観については十二巻本「三時業」に至って道元禪師の經典に依ることのない独自性を見ることが出来るのではな

いだろうか。この点については「四、引用經典について」で改めて論じたい。

三、懺悔と滅罪に関する諸氏の解釈

a 『修証義』の懺悔滅罪の解釈例

次に、「懺悔滅罪」という語は『修証義』においてのみ見られる言葉であることから、『修証義』における懺悔と滅罪についての諸氏の解釈を確認し、道元禪師の説示する懺悔・滅罪との相違点を明らかにしたい。

(6) 前節において、懺悔をすれば、過去の悪業の報いが軽くなり、または全く滅して、心が清らかとなるとされてきましたが、この節ではさらに、心が清淨となることから、清らかな信仰による精進努力が起こり、それが自分だけでなく、周囲の人々や事態にまでも、よい影響を及ぼすようになることが説かれています。（水野弘元『修証義の仏教』春秋社、一九六八年三月、七九頁）

水野氏は『修証義』に説かれている仏教、つまり『修証義』が仏教の立場を表明しているという立場から、懺悔により悪業の報いが軽くなり、または全く滅する、と解釈している。

(7) 仏祖が説き示されている通りに懺悔を行じたならば、一体どのような功德があるかというに、それは、「懺悔滅罪」の四字につぎる。第一章の三時業のくだりで詳しく述べたよう

に、身口意のいずれかによって、何らかの悪業を犯した以上は、その悪業の報いは、今生か次生か、あるいは幾生かをへだてた何れかの生において、必ず受けねばならぬわけであるが、然し、もし懺悔をするならば、懺悔という絶大なる善業の功德力によって、悪業による当然の帰結としての重い果報をも軽く受け、さらには過去の如何なる悪業も、懺悔の力によつて、きれいさっぱりと浄化され、滅罪清浄の身となることのできるというのが、わが宗門における懺悔の建前である。

(8)もし懺悔滅罪すれば、重い報いも軽くなり、また罪が減んで清浄な身となる。(東隆眞『わが家の宗教②曹洞宗』「第三章 宗旨・教義・聖典」、大法輪閣、一九八三年一月、一四七頁)

笛岡氏は、引用の通り懺悔の功德として、報いが軽くなる、と理解しており、報いについては軽く受け、過去の悪業については浄化されるとし、六十巻本「三時業」の「悪業報」「滅罪」をそれぞれ主語にし理解している。これは(8)の東隆眞氏も同様の解釈であろう。

(9)過去の悪業とその原因が、実は、今の私の欲望と悪業に重ねられている。それをこそ私は懺悔し、しかるべき生き方を続けようと思意するのである。

こうして自覚的に感得された悪業であるからこそ、それは

道元禪師における懺悔と滅罪について (西澤)

懺悔によつて軽減され、消滅させられるのである。あるいは善業に転換されるといった方がより積極的な解釈かも知れない。(奈良康明『修証義私釈』新塔社、一九九〇年一〇月、七五頁)

奈良氏は、『修証義』の該当箇所の文言は六十巻本「三時業」に拠っているにも関わらず、「悪業報」という言葉を「悪業」と解釈し、懺悔により悪業を軽減し消滅するとしている。転換という表現は、転重軽受という文言によるものか、「善業また、随喜すればいよいよ増長するなり。」に対応したものは分らないが、懺悔を介在して、善業を修するという方向性を示す意味ではないか、と思われる。

(10)偏に懺悔するときは、設ひ重罪を犯して三惡道の果を感得すべきものも転じて軽く受けしめ、又罪根を全く消滅し清浄ならしめたまふこと广大慈門の功力なり。(中略「滅罪清浄」は罪根消滅業性不可得なることを虚空の如きを云ふなり、(中略)重とは三惡道の報をいふ。(瀧谷琢宗『曹洞教会修証義筌蹄』鴻盟社、一九二五年一〇月、二三〜三三頁)

(11)幾ら懺悔したからとて其れだけで都ての罪過が根も葉もよく綺麗さっぱりと消滅すると云ふわけにはゆかぬので、乃ち地獄に墜ちるほどの罪過も懺悔の力で修羅に生まれるとか、五百劫の間に受くべき長い苦しみも一二劫の間に浮べるとか云ふやうなのが、謂ゆる重きを転じて軽受せしむと云ふの

で、重い業報も軽く受けるだけで済むといふほどの意味である。（大内青巒『通俗修証義講話』鴻盟社、一九二六年四月、一四三頁）

時代を遡るが、(10)滝谷琢宗氏と(11)大内青巒氏は共に報いが軽くなると示し、滝谷氏にいたっては、滅罪清浄の理解を罪根・業が不可得であることに求めている。

以上、『修証義』における懺悔と滅罪の解釈は、報いの軽減や消滅、あるいは、報いのみが軽減し、業は清浄となる、といったものだったが、唯一、奈良氏は異なつた解釈をしている。

b 『正法眼蔵』の懺悔と滅罪をめぐる諸氏の見解

次に、『正法眼蔵』における懺悔と滅罪について、『三時業』巻を中心とした諸氏の解釈を整理したい。

(12)なおこの巻（六十巻本「三時業」巻のこと）で注意すべきは懺悔が業報を軽受させることを説く点であつて、宗教的には頗る意義あることである。（増永靈鳳「業思想とその意義」、『日本仏教学会年報』二五号、一九六〇年三月、三五四頁）

増永氏は業報が軽受することを宗教的に意義があることであるとし、懺悔による滅罪に対し疑問を提示していない。

(13)誠心を専らにして前仏に懺悔することにより罪障を軽減又は滅除し、無碍の淨信を得ることが第一と考えられる。すな

はちその心が淨化し、無心であり、執着をはなれることにより一切の罪障もその力を得ることはできなくなるのである。（西山広宣「道元における聖と俗（三）——懺悔の問題を中心に——」、『印度学仏教学研究』二二巻二号、一九七三年三月、二一六頁）

西山氏も同様に、罪障が軽減し滅除するとの解釈である。

(14)六十巻本の「といへども」という逆接接続辞と、十二巻本の「しかあれば」という理由を示す接続詞と、そのいずれが、論理的であろうか。私は、六十巻本の「といへども」の方が論理的だと思つたのである。そこでは言わば、業報は「不亡」であるにもかかわらず、懺悔すれば滅すると説いているからである。（中略）私は道元において「懺悔」が「撥無因果」だつたと述べているのではなく、「懺悔滅罪」という思想の論理性は、「撥無因果」に連なるということを十二巻本の段階では道元も気づいたのではないかと論じているのである。（松本史朗「三論教学の批判的考察 dhātu-vada」としての吉蔵の思想」注（49）、平井俊榮『三論教学の研究』所収。春秋社、一九九〇年十月、二二一～二二二頁）

松本氏の解釈は、直接は吉蔵の懺悔滅罪思想に対するものである。その際、松本氏は道元禪師の懺悔滅罪に触れており、「懺悔すれば滅する」という文言に依拠し、道元禪師の懺悔と滅罪について指摘している。

吉蔵の思想とは、奥野光賢氏の考証によれば、吉蔵は『涅槃経』「師子吼菩薩品」と『普賢観経』を引証し、その結論として業障は消滅することを説いているとのことである。⁽¹⁵⁾ 松本氏は、「その吉蔵の懺悔滅罪思想と道元禪師のそれとは、連なる思想ではないか」との見解を示している。

しかしながら一方で松本氏は、道元禪師は懺悔による滅罪を外道の見解であるとの認識も示している。ここでは六十卷本「三時業」と十二卷本「三時業」の「といへども」と「しかあれば」について、六十卷本「三時業」は撥無因果に連なり、そして十二卷本「三時業」は「しかあれば、悪業は懺悔すれば滅す。善業は、随喜すればいよいよ増長するなり」の文言を省いて読んだ方が論旨が明快となる、と指摘している。

管見では、善悪の業をつくったならば、百千万劫を経ても不亡であるからこそ、当然、悪業を重ねることを止める必要性を説き、不亡だからこそ善業を修していく、そして、その善業に転換した生き方はやはり不亡であるからこそ、善業に即した報いがある、と解釈するのなら、省いて読む必要はなく、むしろ業の不亡を強調するためには必要な説示であると考える。

(15) 「その報なきにはあらず」と道元はいう。しかし、悪業が懺悔によつて滅するとき、その悪業は、もはや悪ならぬ善報をもたらすのであつて、悪報は消えてしまう。悪業がもたら

道元禪師における懺悔と滅罪について（西澤）

すべき悪報が消えてしまったにもかかわらず、「その報なきにはあらず」というのは、はなはだ通用しにくい強弁ではないか。（杉尾玄有「風と月と仏―十二卷本『正法眼蔵』はどこへ行くか―」、鏡島元隆・鈴木格禪編『正法眼蔵』の諸問題―所収。大蔵出版、一九九一年十一月、六六頁）

杉尾氏は、十二卷本「三時業」を底本とし、「懺悔によつて悪報は消えてしまふにも関わらず、悪業の報いはある」とする説示に擬議を示している。ここでは、懺悔によつて滅するものは、悪業の報いであるとする解釈が擬議をもたらしているのではないだろうか。そして、その理解は、つねに善思惟にはげむことで、報いを受けない在り方に徹し、悪業に対する悪の報いを受けない、つまり、因果を撥無する生き方を提示している。それを「大修行」巻の不落因果の説示に寄せて解釈している。このように杉尾氏の懺悔の解釈は、懺悔し、善思惟に励むことで悪の報いを駆逐し、善の報いのみが得られる、というもののようである。

(16) 三世因果・業の不亡を「正見」としながら、「悪業は懺悔すれば滅す、また転重軽受す」（『三時業』）と述べることは、「撥無因果」に連なる点で、明らかに論理的には矛盾する。（伊藤藤隆寿『中国仏教の批判的研究』大蔵出版、一九九二年五月、四五〇頁）

伊藤藤隆寿氏も十二卷本「三時業」を引用しながらも、六十

巻本「三時業」の文言解釈に留まり、論理的に矛盾すると示している。

(17) 道元禪師は「三時業」の巻の終わり近くで、「因果」がないとする事や「三宝」を毀損することに対するきびしい拒否をいい、三時の「悪業」の「果」を受けるとしても、現在に仏法による懺悔をするなら、それは「軽受」となり、「最終的には」それが「滅罪清浄ならしむる」として、次のように述べます。（「三時業」巻引用が続く）（大本山永平寺 旃陀羅問題専門委員会「道元禪師の社会階層観―旃陀羅問題専門委員会報告―」、『道元思想大系20思想篇第14巻 道元の人間観』同朋舎出版、一九九五年九月、三三九頁）

(18) この一節において注意しなければならないのは、「懺悔」で滅するのは「罪」であって「業」ではない、ということである。また「重きを転じて軽受せしむ」で「軽受」するのは悪業の「報い」なのであって、業自体が滅していくということではない。（中略）ここで問題なのは、「悪業は懺悔すれば滅す、また転重軽受す」という、「業不亡」と一見矛盾するような表現である。これは、上記の文言の直前の經典引用部分と読み合わせ、「悪業（の報い）は懺悔（という善業の報い）で滅す、また転重軽受す」という意味にとるべきだろう。（曹洞宗人権擁護推進本部『曹洞宗ブックレット 宗教と差別12『修証義』について考える』曹洞宗宗務庁、二〇〇一年三月、

三〇―三一頁）

「旃陀羅問題 専門委員会」では六十巻本「三時業」を底本とし、やはり報いは軽滅され、滅罪に到るとしている。

また、曹洞宗人権擁護推進本部の見解もやはり罪、これは報いという意味であると思われるが、その罪が滅するとし、軽受の対象は報いであるとしている。そして十二巻本「三時業」巻を引用しているにも関わらず、解釈は（カッコ内）に「報い」という言葉をわざわざ補っており、悪業が滅することは、報いが滅することであると定義してゐる。

(19) 悪業は懺悔すれば滅罪し、あるいは転重軽受すると示しているが、それは業障が無自性であり、空であるからである。「業障空」でなければ、懺悔滅罪・転重軽受ということは成立しない。（鏡島元隆「十二巻本『正法眼蔵』の位置づけ」『十二巻本『正法眼蔵』の諸問題』前出、一九―二二頁）

鏡島氏は道元禪師は業障空に立っているとし、業は最終的に超克されるべきものであるとしている。ここでも悪業と悪業報（業障）の混同が見られるのではないだろうか。

以上、十二巻本「三時業」を解釈するにあたっては、諸氏の見解は六十巻本「三時業」の説示内容に従った解釈が見られる。そこで次に、「三時業」巻に引用された經典から、道元禪師における懺悔と滅罪の解釈との関係を探ってみたい。

四、引用經典について

まず(20)と(21)であるが、六十巻本と十二巻本の引用箇所を傍線で示した「不定業」と「八種の業」は、(七)石井修道氏の論考により(22)の『阿毘達磨大毘婆沙論』が典拠となっていることが明らかとなっている。つまり、順現法受業・順次生受業・順後次受業のそれぞれに異熟決定と不決定を説き、更に不定業にも二種あるとし、合わせて八種の業とする。(傍線、筆者)

(20)このほか不定業あり、また八種の業あること、ひろく参学すべし。いまだこの業報の道理をあきらめざらむともがら、みだりに人天の導師と称することなかれ。

かの三時の悪業報、かならず感ずべしといへども、懺悔するがときは、重を転じて軽受せしむ、また滅罪清浄ならしむるなり。善業また、随喜すればいよいよ増長するなり。これみな作業の黑白にまかせたり。

世尊言、仮令経百千劫、所作業不亡、因縁会遇時、果報還自受。汝等当知、若純黒業、得純黒異熟、若純白業、得純白異熟。若黒白業、得雜異熟。是故応離純黒及黒白雜業、当勤修学純白之業。時諸大衆、聞仏説已、歓喜信受。(六十巻本「三時業」二卷、六二二頁)

(21)このほか不定業等の八種の業あること、ひろく参学すべし。いまだこれをしらざれば、仏祖の正法つたはるべからず。こ

道元禪師における懺悔と滅罪について (西澤)

の三時業の道理あきらめざらんとがら、みだりに人天の導師と称することなかれ。

世尊言、仮令経百千劫、所作業不亡、因縁会遇時、果報還自受。汝等当知、若純黒業、得純黒異熟、若純白業、得純白異熟、若黒白業、得雜異熟。是故汝等、応離純黒及黒白雜業。当勤修学純白之業。時諸大衆、聞仏説已、歓喜信受。

世尊のしめしますがごときは、善悪の業、つくりをはりぬれば、たとひ百千万劫をふといふとも、不亡なり。もし因縁にあへば、かならず感得す。しかあれば、悪業は、懺悔すれば滅す、また転重軽受す、善業は、随喜すればいよいよ増長するなり、これを不亡といふなり、その報、なきにはあらず。(十二巻本「三時業」二卷、四一〜四二二頁)

(22)復有余師。説四種業。謂順現法受業。順次生受業。順後次受業。順不定受業。諸順現法受業。乃至順後次受業此業不可転。諸順不定受業此業可転。唯為転此第四業故。受持禁戒勤修梵行。彼作是思。願我由是当転此業。復有余師。説五種業。謂順現法受業。順次生受業。順後次受業。各唯一種順不定受業中復有二種。一異熟決定。二異熟不決定。諸順現法受業。順次生受業。順後次受業。順不定受業中異熟決定業。皆不可転。順不定受業中異熟不決定業。此業可転。唯為転此第五業故。受持禁戒勤修梵行。彼作是思願我由是当転此業。復有余師。説八種業。謂順現法受業有二種。一異熟決定。二異熟不

決定。順次生受業。順後次受業。順不定受業亦各有二。一異熟決定。二異熟不決定。是謂八業。於中諸異熟定業皆不可轉。諸異熟不定業皆可轉。為轉此故受持禁戒勤修梵行。（『阿毘達磨大毘婆沙論』卷一〇四『大正藏』二七卷、五九三頁、中）下

次に「世尊言く、たとい百千劫を経とも、所作の業は亡ぜず、因縁会遇の時、果報また自ら受く」の箇所は、面山瑞方の『正法眼蔵涉典録』により(23)の『大宝積經』が出典であるとみなされてきたが、金子宗元氏の論考より(24)の『根本説一切有部毘奈耶』の所説であることが明らかとされ、その本文と「二時業」の説示を比較すると若干の相違はあるものの、「根本説一切有部毘奈耶」に依拠した文言であると言えよう。

(23) 仏告諸大衆難陀苾芻。先所作業果報成熟皆悉現前。広説如余。即説頌曰。假使經百劫所作業不亡。因縁会遇時。果報還自受。（『大宝積經』卷五七『大正藏』一一卷、三三五頁、中）

(24) 世尊告曰。諸苾芻彼魚天子自作作業。增長時熟縁變現前。猶如瀑流不可迴轉。決定感報無余代受。汝諸苾芻。彼魚天子凡所自作惡業。不於外界地水火風令其受報。然於自身蘊界處中而受異熟。即説頌曰。假令經百劫所作業不亡。因縁会遇時。果報還自受。汝諸苾芻。有生受業有後受業。云何生受業。此於前身為摩竭魚。由於我辺起敬信心故。彼業異熟生在四大王衆天。是名生受業。云何後受業。即劫比羅於迦楨波仏正等正覺教法之中而為出家。誦誦受持為人演説。於蘊界處十二縁生

及処非処悉皆善巧。由彼積集善根業力得生天上。今於我所見四真諦。是名後受業。苾芻当知。若純黑業得純黑異熟。若純白業得純白異熟。若黑白雜業得雜異熟。是故苾芻心離純黑及黑白雜業。当勤修學純白之業。時諸苾芻聞仏説已歡喜信受。（『根本説一切有部毘奈耶』卷九（『大正藏』二三卷、六七四頁、中）

そして懺悔による果報の滅罪清浄や転重軽受の典拠は、先述したように、石川力山氏、石井修道氏により(25)の『大般泥洹經』や(26)の『大般涅槃經』にその趣旨が見出されるのである。

(25) 信此方等大般泥洹深法者。正使是善男子。過去曾作無量諸罪種種惡業。是諸罪報頭痛則除。或被輕易。或形狀醜陋。衣服不足飲食匱乏。求財不利。生貧賤家及邪見家。或遭王難及餘種種人間苦報。現世輕受。斯由護法功德力故。（曇無讖訳『大般泥洹經』卷四「四依品」『大正藏』一一、二八七七頁、下）

(26) 師子吼言。世尊。何等人能輕地獄報現世輕受。善男子。若有修習身戒心慧如先所説。能觀諸法同如虛空。不見智慧不見智者。不見愚癡不見愚者。不見修習及修習者。是名智者。如是之人則能修習身戒心慧。是人能令地獄果報現世輕受。是人設作極重惡業。思惟觀察能令輕微。作是念言我業雖重不如善業。譬如艷花雖復百斤終不能敵真金一兩。如恒河中投一升鹽水無鹹味飲者不覺。如巨富者雖多負人千万宝物。無能繫縛令其受苦。如大香象能壞鉄鎖自在而去。智慧之人亦復如是。常

思惟言我善力多惡業羸弱。我能發露懺悔除罪惡業能修智慧。智慧力多無明力少。如是念已親近善友修習正見。受持誦誦書寫解說十二部經。見有受持誦誦書寫解說之者。心生恭敬兼以衣食房舍臥具病藥花香。而供養之讚歎尊重所至到處稱說其善不訟其短。供養三宝敬信方等大涅槃經。如來常恒無有變易。

一切衆生悉有仏性。是人能令地獄重報現世輕受。善男子。以是義故。非一切業悉有定果。亦非一切衆生定受。(大般涅槃經 卷第三一「師子吼菩薩品」。『大正藏』一二卷、五五三頁、下)

金子氏の論考によると、『根本説一切有部毘奈耶』は不可転論の立場であり「三時業」巻での該當箇所は「かの三時の悪業報、かならず感ずべし」という説示と、「もし因縁にあへば、かならず感得す」という説示のみが『根本説一切有部毘奈耶』の所説に忠実であると言う。つまり、六十巻本の「懺悔するがごときは、重を転じて軽受せしむ、また滅罪清浄ならしむるなり」と十二巻本の「しかあれば、悪業は懺悔すれば滅す、また転重輕受す」の箇所は、『根本説一切有部毘奈耶』には見られないことから、先の文言は道元禪師によって独自に付加された解釈である、と指摘している。金子氏は悪業報と悪業の語義の解釈を峻別していないがために、十二巻本においても六十巻本同様の解釈をしている。しかし、金子氏の考察から推察出来ることは、道元禪師は經典や律、そして論書を援用し説示しているが、それぞれの經典や律、論の

道元禪師における懺悔と滅罪について(西澤)

性格をそのまま引き継いでいるとは言いがたい。「三時業」巻の懺悔と滅罪について考察する場合、引用經典の内容ではなく「三時業」巻の説示そのものから、懺悔と滅罪の意義を見出さなければならぬのである。

つまり「三時業」巻の懺悔と滅罪に関する解釈についての擬議は、おおむね、悪業を「報い」と解釈することにはじまり、または伊藤隆寿氏や袴谷氏が指摘した中国仏教の「懺悔滅罪思想」をそのまま道元禪師の「懺悔と滅罪」に重ねたことによるものと思われる。經典・論書などの伝統的解釈をもつてして道元禪師の思想を理解したことによる誤謬なのである。このことは「悪業報」という六十巻本の文言に従ったとしても、「懺悔といえは滅罪思想を表す中国仏教の流れ」として解釈するにしても、業の不亡という軸を揺るがせ、道元禪師の「因果歴然」という立場さえを無みさせてしまう理解に陥ってしまうのである。

十二巻本「三時業」の巻が他の十二巻本の説示同様、因果歴然を一貫して説いているのであるから、因果歴然という観点により十二巻本「三時業」巻を解釈する必要があるだろう。十二巻本『正法眼蔵』では、(27)に示す「深信因果」巻で、「因なし、果なしといふは、即ちこれ外道なり」と示し、(28)では「因果の道理は歴然であり、造悪のものは墮し、修善のもののはばる」ことを示され、「因果を撥無することにより、はてし

ない災いを招く」と示す。因果歴然については十二卷本『正法眼藏』に限ったことではなく、(29)『宝慶記』では、「因果を否定すれば、仏法の中にいて、善根を絶つた人である」と如浄禪師の説示を挙げ、(30)の『永平広録』帰山上堂において、「因果の道理は味ますことができない」と鎌倉下向の際に説き示された、とある。

(27)撥因果は、招殃過なるべし。(中略)因なし、果なしといふは、即ちこれ外道なり。(『深信因果』二卷、三九二頁)

(28)おほよそ因果の道理、歴然としてわたくしなし。造悪のもののは墮し、修善のもののはぼる、毫釐もたがはざるなり。(中略)撥無因果すれば、このとがによりて、莽莽蕩蕩として殃禍をうくるなり。(右同、三九四頁)

(29)拜問。因果必可感耶。和尚示曰。不可撥無因果也。所以永嘉曰。豁達空撥因果、拏拏煽煽切招殃禍。若言撥無因果者、仏法中断善根人也。豈是仏祖之兒孫耶。(『宝慶記』七卷、一一・一四頁)

(30)宝治二年戊申三月十四日上堂。云。山僧昨年八月初三日、出山赴相州鎌倉郡、為檀那俗弟子説法。今年今月昨日歸寺、今朝陞座。這一段事、或有人疑者。涉幾許山川、為俗弟子説法、似重俗輕僧。又疑、有未曾説底法、未曾聞底法乎。然而都無未曾説底法、未曾聞底法。只為他説修善者昇、造惡者墮、修因果、拋博引玉而已。雖然如是、這一段事、永平老漢明得

説得信得行得。大衆要會這箇道理麼。良久云、耐耐永平舌頭、説因説果無由。功夫耕道多少錯。今日可憐作水牛。這箇是説法底句、帰山底句作麼生道。山僧出去半年余。猶若孤輪処太虚。今日帰山雲喜氣。愛山之愛甚於初。(『永平広録』二五一上堂、三卷、一六六・一六八頁)

(31)の『隨聞記』には、「三時にわたる行為の報いがあるのだから、この道理をよくよく学ぶべきである」とある。これらの説示を根拠として「三時業」巻の解釈を試みるならば、道元禪師における懺悔と滅罪とは、「悪業」の報いは必ず受けるのではあるが、懺悔することによって、次第に悪業が重いものから軽いものとなる、となるものと思われる。

(31)人も不知時は、潜在善事を成し、悪事を成て後は、発露して咎を悔ゆ。如是すれば、即、密々に所成善事には、感応有り、露たる悪事は懺悔せられて、罪、滅する故に、自然、現益も有る也。可知当果。(中略)現生後報等の三時業の事も有り。此等の道理、能能可学也。(『隨聞記』二之一四、七卷、七八〜七九頁)

「転重軽受す」の解釈は、「重い悪業の報いを軽く受ける」と解釈しがちだが、私見では、悪業を完全に滅すること(習慣の断絶)はきわめて困難なことであり、「転重軽受す」とは、懺悔によって、悪の行為を、次第に退治していくことを言い、そしてそれは報いが軽くなることではなく、仏戒を犯す行為

が脆弱化することを示しているのではないだろうか。^(三二)そして「報い」とは他者から与えられる「刑罰」や、「天罰」と言われるようなものではなく、自らが為した業に対する「苦」を感じることを言い、それは軽重で表現するものではない、と
思うのである。

(32)は「洗面」の巻の草案本であるが、ここで示される「罪をうくる」とは、その報いを受けることではなく、(33)の「罪をうる」と同様、「罪そのものの確定」を意味すると思われる、私見では「悪業は、懺悔すれば滅す、また転重軽受す」の解釈と同様の用例であると思われる。^(三三)

(32)いはく、もしおもてをあらはざれば、礼をうけ、他を礼する、ともに罪をうるなり。(中略)もし洗面せざれば、罪ををうくるなり。(草案本「洗面」二巻、五八四頁)

(33)経にいはく、つめのながさ、もし一麦ばかりになれば、罪をうるなり。「洗淨」二巻、八二頁)

つまり、「転重軽受」の主語はあくまでも「悪業」であり、「転重軽受」を報いと解釈することは、十二巻本においては不可能である。そして、「滅罪」を「報いがなくなる」とする解釈は、道元禅師の因果論(因果歴然)に反するものであると言えよう。

多くの解釈は、この罪をいわゆる罰と理解しているが故に、様々な混乱を招いているのではないかという気がしてな

道元禅師における懺悔と滅罪について(西澤)

らない。確かに道元禅師の著作には、罪と罰を峻別し兼ねる内容はあるが、十二巻本では「悪業とその報い」は厳密に区別されなければならない。

『修証義』は道元禅師の思想そのものではないため、懺悔によって既に為した行為や報いの消滅を意図して編集されたものならば、報いの消滅という解釈は誤訳とは言えない。しかし、管見では唯一、奈良氏の解釈に見られるように、道元禅師の因果論に従った解釈もなされていることから、この点を考えれば『修証義』の解説者の多くが誤訳をしていると言えるかも知れない。^(三四)

ところで、袴谷氏は(34)(35)「溪声山色」巻の懺悔は撥無因果の思想であると指摘しているが、その説示意图は修行を妨げる状態に対する反省を促したものであり、その反省は発願へと向かうのである。

(34)心も肉も、懈怠にもあり、不信にもあらんには、誠心をもはらして、前仏に懺悔すべし。恣廢するとき、前仏懺悔の功德力、われをすくひて清淨ならしむ。この功德、よく無礙の淨信・精進を生長せしむるなり。(「溪声山色」一巻、二八三頁)

(35)願は、われたとひ過去の悪業おほくかさなりて、障道の因縁ありとも、仏道によりて得道せりし諸仏諸祖、われをあはれみて、業累を解脱せしめ、学道さはりなからしめ、その功德法門、あまねく無尽法界に充滿弥綸せざらん、あはれみを

われに分布すべし。仏祖の往昔は吾等なり、吾等が当来は仏祖ならん。（『溪声山色』一卷、二八三頁）

このことは、懺悔をしても容易には悪業から免れることが出来ないことを意味しているのではないだろうか。つまり、悪業を自覚するとともに、悪業を滅する努力を誓うのであり、懺悔という行為は即刻、為した悪業をなかつたことにしてくれる装置ではなく、自らが改めるという意識と、意識に基づいた行動により、悪業を滅しようとする意思決定である。

ここでは、懺悔により修行の方向性（不断の弁道）を再確認するだけではなく、仏祖となることを誓っているのである。さらにこのことは、「転重軽受」の文言に連なるものと筆者は考える。このように考察するならば、『溪声山色』巻の説示は因果の道理を踏まえているのではないだろうか。

五、懺悔と滅罪の解釈（私論）

「三時業」巻における懺悔の意義は、業不亡の立場から、悪業を絶ち、善業を修することを自覚させることにあり、滅罪の意味するところは、その先、悪業をなさないことを示したものであると言えよう。それは誓願に近似した概念をも有していると思われる。また転重軽受とは、悪業の習慣力、つまり悪業がいかに絶ち難いものであるかという視点に立ち、悪業の継続を次第に弱いものにしていく、という極めて現実

的な説示であると思われる。このように解釈することによって、「三時業」巻における道元禪師の懺悔と滅罪は、撥無因果に連なる業や業報の消滅ではないと結論付けられる。

ところで、悪業とは宗教的違犯行為を指し、悪業の報いとは、社会的罰則であったり、合理的・科学的に客観性をもって現れることを意味するのではなく、自らが感じる苦を言うのであると思われ、筆者はそれを「宗教的報い」と定義したい。悪業の後に善業を修したとしても、悪業の報いは避けられない。なぜならば、仏道に背いた行為には慚愧が伴い、それは本人にとつて苦であり、それこそが報い（苦果）であると思うからである。つまり、報いとは苦果そのものであり、それは、慚愧・後悔・苦悩の感受作用を示すものと思われる。苦を感じるものが報いとする根拠は次の(35)『随聞記』に更に求められよう。苦しみを受けるようなことになるのを悪い、楽しみを招くようなことになるのを善という、と示し、善を勧め、悪を捨てることを懷妊に求めていることから、仏道に背いた業をなしたことの自覚そのものが苦という報いであると言えるのではないだろうか。

(35)文に云、ほめて白品の中に有るを、善と云ふ。そしりて黒品の中におくを、悪と云。又云、苦をうくべきを悪と云、樂を招くを善と云ふ。如是、子細に分別して、真實の善をとて行じ、真實の悪を見てすすべき也。〔正法眼藏隨聞記〕五之

七、第七卷、一二六頁)

罪が滅するとは、過去に作った業や、その報いが消えることではなく、今後悪業を為さなくなる、ということ滅罪と云うのであろう。既に為した業と報いの両方が不亡なのである。そして重ねてきた悪業は簡単には清浄とはならないのである。

道元禪師は、善業により悪業報を避け続ける立場を取らず、懺悔によって悪業の克服を目指す。それは報い(苦)を甘受し、今後苦を受けずに済む生き方を説くものである。そしてすでに犯した悪業の報いは感受するものの、善業を為す可能性を奪い阻むものでは決してない。悪業の克服とは、志を立て直すことにほかならないだろう。

道元禪師における懺悔とは、仏教的苦からの救済であり、懺悔した内容を実証し続けることに意義があるだろう。

注記

- (一) 石川力山「道元禪における『涅槃経』の依用について」(『印度学仏教学研究』四一卷一号、一九九二年、二四六頁)
- (二) 石井修道「深信因果」『三時業』考(『駒澤大学仏教学部研究紀要』五八号、二〇〇〇年三月、一二六頁)
- (三) 伊藤秀憲「第三章 道元の著作について」(『道元禪研究』大蔵出版一九九八年二月、二四一頁)

道元禪師における懺悔と滅罪について(西澤)

(四) 角田泰隆「道元禪師の因果論と懺悔滅罪」(『宗学研究』二〇〇八年四月、三六―三七頁)

(五) 大久保道舟「道元禪師全集」下巻、臨川書店、一九七〇年五月、五三〇―五三一頁

(六) 奥野光賢「第2篇 吉蔵の思想形成についての考察」(『仏性思想の展開 吉蔵を中心とした『法華論』受容史』大蔵出版、二〇〇二年一月、三一四頁、三三二頁)

(七) (二)に同じ。

(八) 金子宗元「道元禪師の仏伝観―『供養諸仏』巻「三大阿僧祇劫供養」説を中心として―」(『宗学研究紀要』第一五号、二〇〇二年三月、二二三頁)

(九) 如浄の場合は、業障が転じられるという解釈。「拜問。煩惱障・異熟障・業障等障、仏祖之道処耶。和尚云。如龍樹等祖師之説、須保任也。不可有異途之説。但至業障者、懇勤修行之時、必可転也」(『宝慶記』七巻、一二頁)。

(一〇) 袴谷憲昭「第2部 四十二巻本『正法眼蔵』と懺悔の問題」(『道元と仏教』十二巻本『正法眼蔵』の道元 大蔵出版、一九九二年二月、二四八頁)

- (一一) 因果に関する文言。①『広録』第一、六二上堂。三巻、四二頁。
- ②『広録』(以下『広録』と略す) 第一、九四上堂。五四・五六頁。
- ③『広録』第三、二〇五上堂、一三八頁。
- ④『広録』第六、四三七上堂。四巻、四三七・四三九頁。
- ⑤『広録』第七、

四八五上堂。四卷、六六頁。⑥『広録』第七、五一〇上堂。四卷、九〇頁。⑦『広録』第七、五一七上堂。四卷、九六・九八頁。⑧『広録』第九、七七頌古。四卷、二三四・二三六頁。⑨『宝慶記』七卷、一一・一四頁。⑩『隨聞記』二之三、七卷、六六・六七頁。⑪『諸惡莫作』一卷、三四五・三四六・三四八・三五〇頁。⑫『見仏』一卷、一〇二頁。

(一) 得る。とる。用ひる。因る。繼ぐ。『大漢和辞典』二卷、七〇六頁。

(二) 他に「老母は、不許罪に沈て、而人共に益なくして、互に得罪時如何」(『隨聞記』四之十、七卷、一一四頁)が挙げられる。

(三) ①「屋裏に正伝しいはく、八塔を礼拝するものは、罪障解脱し、道果感得す。」(『面授』二卷、五八頁)「袈裟は、ふるくより解脱服と称す。業障・煩惱障・報障等、みな解脱すべきなり。龍、もし一縷をうれば、三熱をまぬかる、牛、もし一角にふるれば、その罪、おのづから消滅す。」(『袈裟功德』二卷、三〇二頁)

(四) 袴谷憲昭「第2部 四十二卷本『正法眼蔵』と懺悔の問題」(『道元と仏教』十二卷本『正法眼蔵』の道元)大蔵出版、一九九二年二月、二七四・二七五頁)

(五) 「正業は僧業なり、論師・経師のしるところにあらず。僧業といふは、雲堂裏の功夫なり、仏殿裏の礼拝なり。」(『三十七

菩提分法』二卷、一四八頁)「学仏法人、是名作白業人。」(『永平広録』第七、四九二上堂、四卷、七六頁)

(六) ①「正法にあふ今日のわれらを、ねがふべし、正法にあふて身命をすてざるわれらを、慚愧せん。はづべくは、この道理をはづべきなり。」(『行持』(下)一卷、一七九頁)②「袈裟を見聞せんところに、厭惡の念おこらんには、当墮惡道のわがみなるべし、と悲心を生ずべきなり、慚愧懺悔すべきなり。」(『伝衣』一卷、三六一頁)③「慚愧是法明門、内心寂定故。羞恥是法明門、外惡滅故。」(『二百八法明門』二卷、四四三頁)④「さはりありて受持することえざらんものは、諸仏如来・仏法僧の三宝に、慚愧・懺悔すべし。(中略)おのれがくに正伝せざること、慚愧ふかかると、かなしむうらみあるらむ。」(『袈裟功德』二卷、三〇七・三〇八頁)

(七) ①「観受是苦といふは、苦これ受なり。自受にあらず、他受にあらず、有受にあらず、無受にあらず。生身受なり、生身苦なり。」(『三十七菩提分法』二卷、一三三頁)②「衆生、いたづらに所逼をおそれて、山神・鬼神等に帰依し、あるいは外道の制多に帰依することなかれ。かれはその帰依によりて衆苦を解脱することなし。(中略)はやく仏・法・僧三宝に帰依したてまつりて、衆苦を解脱するのみにあらず、菩提を成就すべし。」(『帰依仏法僧宝』二卷、三七五・三七六頁)③「貴賤・苦楽・是非・得失、みなこれ善惡業の感ずる処なり。」(『四

- 禪比丘」卷、二卷、四三〇頁)④「大悲願海無涯岸、濟度衆生脱苦津」(『永平広録』第四、三二〇上堂。三卷、二〇八頁)
- (一九)「弥天罪犯好便宜」(『広録』第九、頌古五、四卷、一八六頁)
- (二〇)「おのれがいまの所有・所在は、前業にひかれて眞実にあらず。ただ正伝仏法を帰敬せん、すなはちおのれが学仏の実帰なるべし。」(『袈裟功德』二卷、三〇八頁)